

第81回定時株主総会招集ご通知に際しての 法令及び定款に基づくインターネット開示事項

- ①事業報告の「7. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他企業集団の業務の適正を確保するための体制」・・・1
- ②連結計算書類の「連結注記表」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- ③計算書類の「個別注記表」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

積水樹脂株式会社

当社は、株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.sekisuijushi.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆様に提供しております。

① 事業報告の「7. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他企業集団の業務の適正を確保するための体制」

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役会が法令・定款に基づき経営の重要事項を決定し、取締役の職務の執行を監督するとともに、取締役会には監査役全員が、経営会議には常勤監査役が出席することにより、意思決定の適法性を確保する。加えて、内部監査部門である監査室が、当社各事業所において、会計監査及び業務監査を行う。

また、「積水樹脂グループ企業行動指針」において、積水樹脂グループ役職員のコンプライアンスに対する意識向上をはかるとともに、反社会的勢力とは一切関係を持たず、不当要求に対しても毅然とした姿勢で対応することを明文化し周知徹底に努め、あわせて社内体制の整備強化をはかる。

さらに、社内通報制度「S J Cコンプライアンス サポートネットワーク」により、コンプライアンス上の問題が生じた場合は積水樹脂グループ役職員から直接社内窓口または社外の弁護士窓口に通報できる体制を設け、不正行為の早期発見と迅速な是正に努めるとともに、「コンプライアンス委員会」により、積水樹脂グループ全般のコンプライアンスの強化・推進を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録等の重要書類は法令及び社内規則に基づき、主管部署が責任をもって保存・管理する。なお、決裁書その他重要書類は、監査役の要求がある場合に加え、定期的に監査役の閲覧に供される。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、経営会議で定められた方針に基づき、品質・安全・環境・コンプライアンスについてはそれぞれ該当する委員会や主管部署を設置して積水樹脂グループ全般のリスク管理を行い、他のリスクに関しては各担当部署・各子会社において業務上のリスクを認識し、リスクの対応策を講じる。

また、「危機管理マニュアル」を策定し、積水樹脂グループの役職員に周知徹底させることで、リスクの発生防止に努めるとともに、重大なリスクが発生した場合は緊急対策本部を設置し、迅速・適確な対応をはかる。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会を少人数で構成し、原則として毎月1回以上これを開催することにより、経営に関する迅速な意思決定をはかるほか、執行役員制を導入し、適確かつ迅速な業務執行を行う。さらに、取締役会の効率性を確保するため、原則として社内取締役により構成される経営会議において、常勤監査役が出席し、十分な事前審議を行う。

(5) 積水樹脂グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、「経営理念」や「行動指針」等に示される基本的な考え方をグループ全体で共有するとともに、子会社の重要な意思決定については、その自主性を尊重しつつ、適切に関与・協議を行い、グループ経営の適正かつ効率的な運営を行う。

さらに、当社は、子会社より業務執行に関する重要な情報について適宜報告を受けるとともに、関係会社社長会を定期的に開催し、業務執行の適正性を確保するほか、当社内部監査部門である監査室による監査や監査役・会計監査人による監査を通して適法性も確保する。

積水樹脂グループのコンプライアンスについては、「コンプライアンス委員会」が統括・推進するほか、当社の主要事業所や子会社にコンプライアンス責任者を置き、コーポレートガバナンスの維持・強化をはかる。

(6) 監査役が補助使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が、監査業務を円滑に遂行するための補助使用人を取締役等に要請した場合、取締役は監査役と協議し、補助使用人を置く。当該使用人には、監査役の指示のもと、監査役補助業務の遂行に必要な権限を付与する。

当該使用人の専任・兼任の別や異動等人事事項に係る決定については、監査役の同意を要する。

(7) 取締役、執行役員及び使用人、子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

当社の取締役及び子会社の代表取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、その他会社の経営上重要な影響を及ぼす事実を発見したときは、「危機管理マニュアル」に定める経路により、常勤監査役に報告する。さらにその体制の整備をはかる。

また、監査役は重要な意思決定の過程や業務の執行状況を把握するため、取締役会には監査役全員が、経営会議には常勤監査役が出席するほか、監査役監査や決裁書等の重要文書閲覧の際には、必要に応じて担当者にその説明を求める。加えて、子会社往査等を通じて子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換をはかり、必要に応じて子会社から事業の報告を受ける。

内部監査部門である監査室は、当社及び当社子会社への会計監査及び業務監査を行っており、監査結果はその都度、代表取締役及び監査役に報告する。

さらに、社内通報制度「SJCコンプライアンス サポートネットワーク」は当社子会社の役員、従業員も利用可能であり、受付窓口は、通報者の個人情報等に配慮したうえで、その通報内容等を代表取締役及び常勤監査役へ報告する。

監査役へこれらの報告を行った役員・従業員に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

(8) 監査役職務の執行について生じる費用等の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生じる費用の前払や支出した費用の償還の請求をしたときは、当該請求に係る費用等が当該監査役職務の執行に必要でないと証明した場合を除き、その費用等を負担する。

(9) その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は会計監査人が実施した定期的な会計監査の説明を受けて情報交換を行うほか、常勤監査役は会計監査人が実施する各事業所への監査に立会うなど、会計監査人と連携・協調をはかり、監査の充実に努める。

(注) 上記「取締役職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他企業集団の業務の適正を確保するための体制」は、平成27年4月24日の取締役会にて決議いたしました内容を記載しております。

②連結計算書類の「連結注記表」

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

29社

積水樹脂商事㈱、エスジェイシー寿㈱、積水樹脂産商㈱、東北積水樹脂㈱、宮崎積水樹脂㈱、ロードエンタープライズ㈱、サンエイポリマー㈱、関東積水樹脂㈱、セキスイジェシヨールoppホールディングスB.V.、青島積水樹脂有限公司、サミットストラッピングCorp.、無錫積水樹脂有限公司、積水樹脂キャップアイシステム㈱、セキスイジェシ(タイランド)Co.,Ltd.、積水樹脂プラメタル㈱、日本ライナー㈱、スぺーシア㈱他12社

なお、前連結会計年度において連結子会社であったエスジェイシーファイナンス㈱、㈱エスジェイシーテクノサービス及び積水樹脂コーポレートスタッフ㈱は、エスジェイシーリアルティ㈱(合併後積水樹脂アセットマネジメント㈱に商号変更)との合併により消滅し、セキスイジェシアメリカ,Inc.は清算終了したため、それぞれ連結の範囲から除外しております。

また、当連結会計年度において、日本ライナー㈱の株式を取得したことにより、連結の範囲に含めております。

非連結子会社

セキスイジェシフィリピン,Inc. 他

(連結の範囲から除いた理由) ……非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産額、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため連結範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社

2社

日本興業㈱、近藤化学工業㈱

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社

セキスイジェシフィリピン,Inc. 他

(持分法を適用しなかった理由) ……当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの …… 決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの …… 移動平均法に基づく原価法

デリバティブ …… 時価法

たな卸資産 …… 月別移動平均法に基づく原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

…………… 当社及び国内連結子会社は主として定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法)を採用しておりますが、海外連結子会社は定額法を採用しております。

無形固定資産(リース資産を除く)

…………… 定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

リース資産 …… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日がリース会計基準適用開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- 貸倒引当金 …………… 当社及び国内連結子会社は、債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により計上しており、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。また、海外連結子会社は、債権の回収可能性を個別に検討し、回収不能見込額を計上しております。
- 賞与引当金 …………… 従業員の賞与支給に備えるため、当連結会計年度に対応する支給見積額を計上しております。
- 役員賞与引当金 …………… 役員の賞与支給に備えるため、当連結会計年度に対応する支給見積額を計上しております。
- 役員退職慰労引当金 …………… 国内連結子会社の一部は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る負債の計上基準

- 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。
- 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。
- 未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) ヘッジ会計の方法

- ヘッジ会計の方法
原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。
- ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段 …………… デリバティブ取引（為替予約取引）
ヘッジ対象 …………… 外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引
- ヘッジ方針
為替変動によるリスクを軽減する目的で、当該取引高の範囲内において利用しております。
- ヘッジの有効性評価の方法
ヘッジ手段の時価変動額の累計額とヘッジ対象の時価変動額の累計額を比較して有効性の判定を行っております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

- のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

(7) 消費税等の会計処理

- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を単一の加重平均へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が32百万円減少し、利益剰余金が24百万円増加しております。

なお、当該変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。

連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産減価償却累計額 42,694百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株数に関する事項

(単位：株)

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
発行済株式 普通株式	47,313,598	—	—	47,313,598
合計	47,313,598	—	—	47,313,598
自己株式 普通株式(注)	2,884,340	1,770	30	2,886,080
合計	2,884,340	1,770	30	2,886,080

- (注) 1. 普通株式の増加株式数の内訳
 単元未満株式の買取による増加 769 株
 持分法適用会社の自己株式(当社株式)の取得による増加 1,001 株
 2. 普通株式の減少株式数の内訳
 単元未満株式の買増請求による減少 30 株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年4月25日 取締役会	普通株式	667	15	平成26年3月31日	平成26年6月6日
平成26年10月29日 取締役会	普通株式	667	15	平成26年9月30日	平成26年12月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年4月24日 取締役会	普通株式	利益剰余金	800	18	平成27年3月31日	平成27年6月5日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、顧客の信用状況の定期的なモニタリングにより取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金には主に営業取引に係る資金調達を目的としたものであり、当社グループでは、経営企画管理部が適時に資金繰り計画を作成することにより、流動性リスクを回避しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	24,654	24,654	—
(2) 受取手形及び売掛金	30,086	30,086	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	11,138	11,138	—
(4) 支払手形及び買掛金	(18,103)	(18,103)	—
(5) 短期借入金	(2,280)	(2,280)	—
(6) 未払金	(1,252)	(1,252)	—

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらはおおむね短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 短期借入金、(6) 未払金

これらはおおむね短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 関係会社株式(連結貸借対照表計上額2,583百万円)、非上場株式(連結貸借対照表計上額409百万円)及び投資事業有限責任組合(連結貸借対照表計上額36百万円)への出資は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 1,785円63銭
 2. 1株当たり当期純利益 139円76銭

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

③計算書類の「個別注記表」

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券	
子会社及び関連会社株式	移動平均法に基づく原価法
其他有価証券	
時価のあるもの	期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの	移動平均法に基づく原価法
デリバティブ	時価法
たな卸資産	
製品・商品、原材料・貯蔵品及び仕掛品	月別移動平均法に基づく原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)	定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法を採用しております。
無形固定資産(リース資産を除く)	定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により計上しており、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員の賞与支給に備えるため、当事業年度に対応する支給見積額を計上しております。
役員賞与引当金	役員の賞与支給に備えるため、当事業年度に対応する支給見積額を計上しております。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

4. ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法	原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。
ヘッジ手段とヘッジ対象	
ヘッジ手段	デリバティブ取引(為替予約取引)
ヘッジ対象	外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引
ヘッジ方針	為替変動によるリスクを軽減する目的で、当該取引高の範囲内において利用しております。
ヘッジの有効性評価の方法	ヘッジ手段の時価変動額の累計額とヘッジ対象の時価変動額の累計額を比較して有効性の判定を行っております。

5. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準に変更するとともに、割引率の決定方法を単一の加重平均へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が32百万円減少し、利益剰余金が20百万円増加しております。なお、当該変更による損益に与える影響は軽微であります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産減価償却累計額	28,252 百万円
2. 関係会社に対する短期金銭債権	4,884 百万円
3. 関係会社に対する長期金銭債権	483 百万円
4. 関係会社に対する短期金銭債務	9,589 百万円
5. 有形固定資産の取得価額から控除されている圧縮記帳額	82 百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社に対する売上高	6,942 百万円
2. 関係会社からの仕入高	14,104 百万円
3. 関係会社との営業取引以外の取引高	1,011 百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式(注)	2,815,197	769	30	2,815,936

(注) 1. 増加株式数の内訳

単元未満株式の買取による増加 769 株

2. 減少株式数の内訳

単元未満株式の買増請求による減少 30 株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	758 百万円
関係会社株式評価損	505 百万円
減損損失	447 百万円
賞与引当金	89 百万円
未払事業税	81 百万円
貸倒引当金	70 百万円
投資有価証券評価損	57 百万円
その他	127 百万円
繰延税金資産小計	2,137 百万円
評価性引当額	▲1,010 百万円
繰延税金資産合計	1,127 百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	▲1,765 百万円
固定資産圧縮積立金	▲297 百万円
その他	▲0 百万円
繰延税金負債合計	▲2,063 百万円
繰延税金負債の純額	▲936 百万円

関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 所有割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上の関係				
子会社	積水樹脂商事㈱	大阪市	72	商品販売	100.00	役員 5名	当社製品の販売及び 保険業務の代行	住建製品等の販売	5,288	受取手形 売掛金	953 1,609
								余剰資金の 預り	1,550	預り金	1,050
子会社	積水樹脂プラメ タル㈱	長野県 上伊那郡 辰野町	489	製品製造及び 販売	89.36 (0.21)	役員 2名	製品仕入及び建屋 の賃貸	余剰資金の 預り	2,805	預り金	3,010

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引価格については、市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。
 2. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税を含んでおります。
 3. 議決権等の所有割合の()内は、内数で間接所有割合を記載しております。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	1,569 円 87 銭
2. 1株当たり当期純利益	112 円 45 銭

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。